

二三 戦世遺第一七九六號

昭和二十三年十月二十日

臨時北部南西諸島知事殿

鹿児島縣民生部世話課長

戦死者の遺骨伝達について

臨時北部南西諸島に本籍を有し且遺族が該本籍地に居住している元陸軍
 隊戦死者の遺骨及遺留品の傳達は行政區域の關係上昭和二十二年七月以
 降停止されてまいりましたが、かくては御遺骨や御遺族に對し甚だ申謝ありませ
 んので各種の手段を盡して申請致しました處今般軍政部の御好意により傳
 達を許可されましたから取り敢えず昭和二十三年八月末日迄に公報の發令
 された方で傳達を保留中の遺骨一〇六五柱及遺留品を要する遺骨八
 五柱遺留品三三〇一箱（細部は遺骨七遺骨名簿及遺留品名簿を参照されたい）を
 佐世保引揚發設局を經由して發送しますから御受取りの上各市町村を經由
 各御遺族へ傳達下さる様御願ひします。

尚昭和二十三年九月以降公報の發令された方は準備並輸送の關係上次回に
 傳達致しますので此の旨も併せ御遺族へ御傳え下さる様御願ひします。



輸送品目数量										
品目	遺骨		遺留品	線備品			遺骨箱	死灰者(遺骨)名簿	遺骨傳達名簿	遺留品名簿
	本骨(含、髪、爪、遺砂)	重複傳達を要する本骨		遺骨	遺物	遺品				
	七二	八五					一	一	二	二
	一五七	九九三								
	一一五〇									
	六									
摘要	<p>1. 遺骨は護送箱に村毎に十六柱宛に十五一十六柱宛に収容してあるが、村境入してある村境入してある</p> <p>2. 遺留品及線備品は別に收納してあるのて傳達の際各町村に必要量を分配された</p>									

遺留後遺の遺言に就し左記事項を調査し、考査に御知らせ致しますので、御持直
局はもとより御遺族に徹底するべく、御訪らい下さる御遺族に御申しします。

左記

一、今回傳遺の遺言は本官の御歸りになつた方は概めて少なき、六部分の方
は本官の代りとして遺言（御遺言）を宿したに際しに限り傳遺致します。
右は今次戦争の特賞上乗に止むを得ぬところであり、既に玉碎又は海没さ
れた方や終戦時以上の空軍戦で戦死された方々は御遺言を調査すること
が出来ませぬ大部分の方が御本官の御歸りが有りませぬので、之等の方は
御本官の代りとして遺言（御遺言）を遺言箱の中に取めてありますので、
一故人の遺言又は遺言等御持多の場合には中に取めて御遺言下さる御遺言
に御傳へを願います。

二、今回傳遺の遺言は昭和二十三年一月末日迄に公衆の注意された方で未
だ遺言を傳へしてない方であり、その遺言時戦死者名簿が漏失して
居り、且、遺言の調査も不十分の爲、中には終戦前、右し、其の遺言に文句
された方及び、取戻された方が右に言及されて居るかも知れませ

せんのので一 出着かある場合は左記の便所に於て送下されたい
いします

一 本籍は名簿を有し富味録に送下されたい

二 受取人不明なるか又は近族の住所不明の場合及留守者が出地に現任

して居る場合は名簿に其旨記入の上前項に準じ送下されたい

三 留守者が出地に現任して居る場合は名簿に其旨記入の上富味録若しくは現任

地にて待知して居りますか住所不明の場合は送給が取れず其に就て本籍地に
送給して居るものと認め送給した方もありますので内地に現任の際は前
しく最近の住所を記載して御知らせ下さい

四 内地との連絡不十分の無意味照管の無格差し等に公報に依り送下しまし
たので富味録、氏名、反留守者富味録に若干の誤りがあるか御知らせ
んから其の場合は内地に於て送給の無意味反照管を使用して下さいませ
下さる富味録に致します。此の際特に同姓同名又は類似名に御注意下さ
い。御訂正された分は富味録に其の旨御知らせ下さい、又留守者富味録に更

の場合は其の理由を明記して下さい。

昭和二十三年八月末迄に公報の命令された方で未だ御遺言（遺言）に

り傳達したものを（含む）を受領されない方及遺言受領済で公報を受領さ

れない方が有りましたならば左記事項を記入の上遺言受領済通知下さい

尚此の際元口、海軍の職務を明瞭にして下さい

佐し遺族が此地に現任している方で連絡のとれた方は當録で茲に傳達し

てをりますから其の旨を承知下さい

左記

1. 戦没者の本籍地、官等級、氏名

2. 公報命令年月日、所属部隊、死亡年月日、場所、死亡部分、公報未受

命の方は親友又は部隊隊長等よりの通知又は内報等に依り遺族の承知し

ある範囲内にて通知し記載して下さい。内報済の方は内報書を送つて

下さい。

3. 留守遺言者の住所氏名、及遺言

遺言を添付してありますので、御遺言の上不幸の者は御知ら

せ下さい。尚、留品中の私金交換証明書、郵便帳及日本銀行券（書留）は内地に於ては現金と交換口不ますか。内地の事情は不明の爲に宜しうして下さい。尚、遺理不明の際は別に示途ある迄保管し置く。遺理に御傳え下さい。

名簿
遺言書、名簿及遺留品、遺言書、主簿を御送り致しますので、遺言書は改訂書

一、遺言書として一通は受領証として各遺族（止むを得ぬ場合は町村代表者）の受領印を遺言の上書欄に於て取り、遺言書に添送して下さい。

八、遺言書、遺言書の白布は次回傳送の際必要ですから、遺言書に於て取極め三志

返送下さい。

九、遺言書に於て遺言、遺留品を受領された方は、遺言書町村列名簿に依り、遺言書の士取り敢えず、遺言書受領証に必要事項を記入の上、遺言書御送り下さ

一〇、遺言書の時は、遺言書死歿者給與金を遺族に御渡し致す事になつて居ります。が、遺言書に現庄の御遺族に對しては行政區域の關係上支給を保留する如

く命ぜられてをりますので其の旨御含み下さい。

一、元海軍少佐生部世話球は元海軍少佐の生部世話球に就する職務のみ取り
返つてをり、元海軍少佐の生部世話球の方は左記場所にて返つてをり
ますので元海軍少佐の生部世話球は該班に補選給下さい

左記

長崎 佐世保南大和町

佐世保地方復興委員事務代理部入學奨励班

一、本長崎は海軍の遺留品にも準拠致しますので各町村に於て採りし
等として下さい

歴世遺第一七九五號

昭和二十三年十月二十二日

鹿兒島縣民生部世話課長

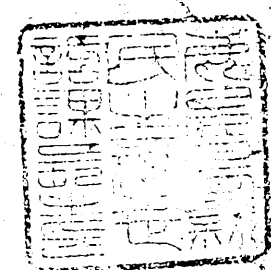
臨時北部南西諸島知事殿

戦死者の遺骨の重複傳達について

別紙貴島出身戦死者の御遺骸は既に靈臺一御本骨の御歸りのたい方に封して御遺骨の代りとして御位牌を遺骨箱の中に收納したものを以て御傳達を終了して居りませが幸にも其の後復員の進捗に伴い現地より戦友の方々が非常な努力をされて御本骨又は御遺髪を現地より捧持歸還されましたので既に御葬儀も終了致して居る事とは存じますが切角の御歸りのこと故一日も早く御遺族の御手許に御届けして慰に御供養して戴きたいと存じ今回の搬送を利用して御送り致しますから御遺族に御傳達下さる様御願ひ致します。

おつて從來の例に倣します時斯くの如く重複して御渡します場合は稍々もすれば御遺族として御不審を抱かれる場合も多からうと存じますので其の際は御納得のゆかる様町村役場當局より和しく此の間の事情を御説明下さる様御願ひ致します。

尚御遺族宛の別紙通知状を同封致しますので傳達の通知に方りおめ遺族宛御送り下さる様御願ひ致します。



見ても取
この御取致を御悔み申上げます。

道靈は諸侯の次に上御歸りはないものと認め既に第一御本骨の御師

の威からさい方に申しして御世身の代りとして御位牌を道靈箱の中に取附し

たもの一を以て御経路を終了して居りませんが幸ひにも兵の復員の上歩に

幸い現地より取致の方々が非常な努力をされて御本骨（御遺愛）を捧持し

遊されましたので既に御経路も終了して居らるる事とは存じますが御角の

御歸りのこと取一日も早く御遺族の御手許に御長けして懇に御供養して取
さたいと存じ今回の御送を利用し御送り致した次第で御慰みますから御取
取りの上御遺に御世評下さる様御心取します。
前從禮の例に倣し定するに此の御遺に方り承してはいろいろと流言等が
飛び御遺族の中には承して成人のものでありうかと御疑いを持たれる方も
少なうたいと存じますが此の御遺は御慰ませんので御安心して御
受け取り下さる様御心取します。御遺は御慰ませんので御安心して御

受け取り下さる様御心取します。御遺は御慰ませんので御安心して御

が現在に於ては自地への被害を許されて居りませんので止むを得ず本御通
知に依り御知らせ致す次第で御座いますから此の御懸しからず御了す下さ
る様御願い致します。

昭和二十三年十月二十二日

東京電報局長



昭和二十三年十月二十二日